

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十号

令和元年

七月三日

水曜日

目次

選挙管理委員会

○参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、令和元年七月二十一日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和元年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和元年七月三日(ただし、年齢については同年七月二十一日)

二 登録を行う日 令和元年七月三日

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番